

裏面白紙

宗

大正八年三月十四日

立案大正八年三月十四日
決裁大正八年三月十四日

宗務院



宮内省



大正

次官

内務省衛生局長杉山四五郎
叙任、件

大正八年三月三十日

宮内省

十七

143



内務省衛生局長杉山四五郎

叙位ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

大正八年二月二十八日

内閣總理大臣原敬



内閣

內閣書室
內閣書室
三

大正八年二月二十七日

內閣書記官

內閣總理大臣

内閣書記官長

二月廿八日裁可

正五位勲三等 杉山四五郎

敍從四位

裏面白紙

在京

從四位 滿三年以上 内務省衛生局長正五位勲三等杉山四五郎
右敘位進階内則第二條ニ依リ頭書ノ位ニ叙セラレ
度謹テ奏ス

大正八年二月十三日

内務大臣 床次竹二



内務省

裏面白紙

内務省

147

別紙 杉山 四五郎 叙位 一件
上奏書 進達
大正八年二月十日

内閣總理大臣 原敬 殿

内務大臣 床次竹三郎



(附 郵 票)